



1人1票裁判（2016年参院選）の最高裁弁論は、平成29年7月19日（水）午後1時30分。



【18日閉会した国会では、違憲状態国會議員により、次々と、重要法案が成立しました】

18日に閉会した通常国会（第193回）では、報道によれば、66本の法案が提出され、衆議院の1票の不平等の是正のための改正公職選挙法、天皇退位を実現する特例法、改正組織犯罪処罰法（「共謀罪」法）、契約ルールの抜本改正となる改正民法などの重要法案を含む63本の法律が成立しました。衆院で与党が3分の2の議席がある今国会では、法案成立率95%となりました。

もっともこれらの法律を作ったのは、最高裁が違憲状態と判断した選挙で選ばれた国會議員です。そもそも、国会活動を行う民主的正統性に疑義がある人々です。

憲法は前文第1文で、「日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、（略）と定めています。ここでいう『行動し』というのには、立法を含む国家権力の行使（但し、主語は日本国民）を指します。

国會議員（国会における国民の代表者）が国会で立法を行う正統性は、彼らが国民（主権者）から正当に選挙されていることが大前提となります。

最高裁は、平成19年以降の全ての衆参選挙区選挙について、選挙当日の1票の不平等が憲法に反する状態であると判断しています。したがって、それらの選挙は「正当な選挙」とはいえません。

正当な選挙でない（違憲状態の）選挙で選ばれた国會議員は、憲法（ルール）の定める国會議員ではなく、彼らは、国民の代わりに国会で活動する資格（民主的正統性）がありません。

違憲状態国會議員が立法を行うことは、国の統治のルールに則らない手続きの最たる物です。違憲状態の選挙が続く限り、違憲状態国會議員による国家権力の行使が続きます。国會議員が行う手続きに正当性を持たせるためには、まず、国會議員を正当に選挙すること、つまり、1人1票選挙を行うことになります。

ます。そしてそのためには、最高裁の1人1票判決がなんとしても必要なのです。

【平成29年衆院区割り改正法】

投票総数：239（賛成：221 反対：18）

平成29年改正法は、2020年の人口見込みで、各選挙区間の最大人口差を“わざわざ”2倍未満ギリギリの1.999倍発生させる選挙区割りです。

この改正法で、小選挙区は295議席→289議席に変わり、議席は145議席で過半数になります。

各選挙区の人口を少ない方から上していくと、145議席を選ぶ人口は52,971,111人になります。つまり、全人口（125,342,377人）の42.26%の国民が、過半数の議席を選ぶ選挙ということになります。国民の少数（42.26%）が、国會議員の過半数を選ぶ選挙です。

今の選挙では、日本の国政は、日本国民の多数意見に基づいて決定される保障がありません。

【自民党 改憲案を4項目に絞る予想通り、『47条（選挙に関する事項）』が入りました】

「違憲状態」国會議員を含む自民党の憲法改正推進本部の幹部会は、年内をめどにまとめる党改正案を、以下の4項目に絞ることを決めました。

【改憲案4項目】

- ① 9条
- ② 教育無償化
- ③ 緊急事態条項（新設98条、99条）
- ④ 合区の解消（47条）

現在公開されている自民党改憲案47条では、人口以外の要素として行政区画、地勢等を考慮することが可能となります。

これまで繰り返し申し上げてきましたが、地勢（住所）による国民の選挙権の価値の不均衡（差別）は、地方に配慮をした結果ではありません。

現行憲法の要請する投票価値の平等（“一人一人投票等価値”）に基づく再選挙区割りを阻害している

【サポーター活動告知－弁論に参加しよう！】

当日は、例年どおり、0.6票君としんさ君との記念撮影等も予定しております。弁論は、傍聴希望者が多い場合、抽選となります。抽選のための整理券の配布〆切時間は例年ですと12時半ごろになります。整理券配布開始時間及び〆切時間は、前日最高裁より発表されます。詳細が確定しましたら、再度、国民会議HP、ツイッター、フェイスブック等でお知らせいたします。

弁論に参加して、1人1票の原則を明言する最高裁裁判官へ、エールを送りましょう！ 同封のチラシをご活用下さいませ。

国民が傍聴することにより、裁判が、密室ではなく、国民監視のもとで行われるという緊張感が生まれます。是非、傍聴にご参加下さい。

（当日の大まかな予定）

弁論前の記念撮影

12:30頃（傍聴整理券配布〆切？）

抽選の結果、当選の方々は、裁判所の指示に従い裁判所内へ。

– 開廷のおよそ15分前には着席 –

13:30～ 最高裁大法廷弁論

法廷内は、①貴重品と②筆記用具しか持ち込めません。カバンはロッカーに預けることになります。

のは、選挙人（国民）側の利益のためではなく、専ら地盤を変更したくない被選挙人（現職国議員）側の都合です。国民は、事実に反した目くらましのような既得権者側の議論に目を奪われてはなりません。

憲法とはそもそも、とんでもない権力者が現れた時に、その権力の乱用を防ぐために存在します。現行憲法の一人一票等価値の要請は、国民の多数意見によって、国家権力をコントロールできることを保障するものです。

自民党改憲案47条どおりの憲法改正を行えば、国民一人一人が生まれながらに有している等価値の主権が、人為的に創作されるもの（例えば、行政区画）により、減殺され得る可能性が生まれます。それはつまり、同憲法改正後は、日本は、現行憲法が保障している「国民の過半数の意思で国家権力をコントロールする国」ではなくなることを意味します。

* * * * *

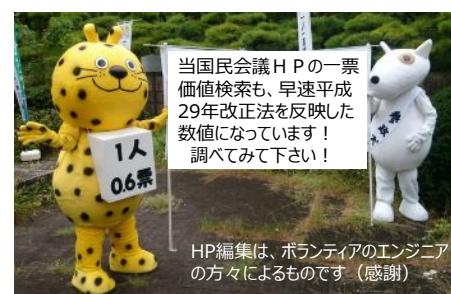
【現行憲法】第47条

選挙区、投票の方法その他両議院の議員の選挙に関する事項は、法律でこれを定める。

【自民改憲案】第47条

選挙区、投票の方法その他両議院の議員の選挙に関する事項は、法律で定める。

この場合においては、各選挙区は、人口を基本とし、行政区画、地勢等を総合的に勘案して定めなければならない。





サポーターのコメント動画をお送り下さい!!

私は言いたい！

～当国民会議のHPで順次公開中です。～

全国の皆様からのメッセージを大募集しております。詳しくは、ippyo@ippyo.orgまでお問い合わせ下さいませ。

投票価値の不平等についてどう思いますか？



#012 平井孝典さん（弁護士）

一人一票がなぜ必要かというと、国民の多数が国会議員の多数を選べるための選挙制度は一人一票しかないからです。正当な選挙というものを憲法は要求しています。一人一票ではない、違憲状態、

憲法に反する状態の選挙が正当な選挙であるはずがありません。

国民の多数が国会議員の多数を選ぶ、そして、国民のことを決めていく、このような選挙制度は一人一票でなければ実現しません。

私は一人一票実現に大きく賛成します。皆さんもどうぞ一人一票実現にむけて声をあげていただきますよう、よろしくお願ひいたします。



#010 愛知県U親子

「この子達が有権者になるまえに、一人一票を実現するぞ。
おーー！」

図書室からのおすすめ



『裁判所の正体：法服を着た役人たち』
瀬木比呂志（著），
清水潔（著）（2017年）

裁判官が法廷に入ってくると皆が起立し一礼するのはなぜ？ 法廷に遺影を持ち込めないのはどうして？

知っているようで知らない裁判と裁判官についてのイロハから最高裁の権力構造までを事件記者の質問に答える形で分かりやすく解説ほぐしている。

「絶望の裁判所」「ニッポンの裁判」（ともに講談社現代新書）、小説「黒い巨塔 最高裁判所」（講談社）で裁判所の在り方を問い合わせ続けてきた瀬木さんが指摘するのは「本來は市民・国民の代理人として権力を監視すべき裁判所」（241p）が「権力の番人」に堕していること、「統治と支配」の根幹にかかわる最高裁判決は、ほとんどが「国のしていることはいいですよ、合憲ですよ。あるいはその問題には裁判所は触れませんよ」（333p）と判断を避け「権力補完機構」となっている最高裁の歪んだ醜い姿だ。

一人一票裁判で、最高裁が違憲状態という訳の

分からぬカテゴリーを作ったのも同じ考え方。「一票の価値判例は要約すると— ①国会に裁量権がある②国会に時間的余裕を与える③合憲と違憲の間に違憲状態というカテゴリーを設ける— という三つが書いてあるだけ」。国会に裁量権を与えるということは「猫に魚を食べるかどうかの裁量権を与える」と同じことで、国会議員たちは自分たちにいいようにやるに決まっている。時間的余裕を与えるというが「せいぜい4、5年が常識でしょう。10年より長いなんてありえない」。合憲と違憲の間に違憲状態があるなんて、外国の記者が聞いても理解できない。「何それ？」ってみんな怒る。合憲でなければ違憲に決まっている。違憲状態という変なカテゴリーを設けるのは、うやむやな形にして、違憲といわないで済ませたいからです(260-262p) —。

瀬木さんは、外部から閉ざされた裁判官の世界を「ソ連の収容所群島」に因んで「日本列島に点在する精神的収容所群島」と名付ける。その瀬木さんにも悔いが残る判断がある。最高裁判決を根本から疑ってみる視点を持てず、無言の圧力に負け「嘉手納基地騒音公害訴訟」（1994年）で「判断の心臓部ともいべき、一番重要な部分の論理を捨ててしまった」とした。これが棘になり裁判所と裁判官の在り方を深く考え直す転機となった、と率直に真情を吐露している。

「一人一票の原則が実現されれば、国会の勢力図が完全に変わってしまう」（86p）。これ以上、最高裁が「統治と支配」の根冠に関わる問題を避け続けるのは自殺行為にも等しい。

7月19日は一人一票裁判の大法廷弁論だ。違憲状態の国会議員が憲法改正へ向けギアを加速した折だけに、一人0.5票は違憲だ、平等な選挙権に基づく国会議員の選び直しが先決だと最高裁が判断を固める大きなステップとしてほしい。（山）

私にとつての
憲法

『私にとつての憲法』岩波書店編集部（2017年）

「施行70年 いまこそ語ろう！ 53人の憲法論」実際に様々なフィールドの第一人者が、それぞれの経験から憲法を語る本著。

久保利英明氏は、一人一票裁判の原告代理人弁護士で、NPO法人一人一票実現国民会議発起人であるが、氏の寄稿では、なぜ一人一票訴訟に取り組むのか、という訴訟代理人ならではの視点をキヤツチできる。2009年に裁判提起を決め現在8年目となるこの訴訟だが、久保利氏はその経過を憲法からどう見るのか。

文末、「国家がこの体たらくでは、国民が幸福になることはあり得ない」と括る氏の言葉に、私達は再び共に一人一票を実現したいと痛感させられるに違いない。さて氏を含めての53名は、昨今の改憲にまつわる動きに、積極的に発信を重ねる方々が名を連ねる為、「どこで見た事ある名前」が続くのではないだろうか。

一人ひとりのメッセージには憲法を活かすヒントが刻まれており、読後には「専門家でもない自分も憲法を語って良いんだな」と背中を押されるような心持に。（工）

仮認定NPO法人になりました！

これまでの活動と、サポーターの皆様のご支援により、

2016年より当国民会議は、東京都から仮認定NPO法人に認定されました！

これにより、当国民会議へのご寄附は、確定申告により、税額控除を受けることができます。

--税額控除を受けるためには当国民会議の発行する領収証が必要です--

～ 税の優遇措置について詳細は、別紙ご案内をご参照ください。～

領収証送付のご依頼方法は――

- ◆ (ゆうちょ銀行へのご寄付の場合) : 専用払い込み用紙にご住所の明記を忘れないようにお願いします。
- ◆ (銀行へのご寄付の場合) : 領収証送付希望先のご住所氏名のご連絡をお願い致します。
ご連絡先: (FAX) 03-3780-3221 (Eメール) ippyo@ippyo.org ※HPの申込みフォームからもご依頼いただけます。
- ◆ (カードでのご寄付の場合) : HPの申込みフォームから、ご依頼いただけます。